

社会安全研究財団助成事業

犯罪被害者への早期直接的支援の充実に必要 な施策についての総合的研究

平成14年度 調査研究報告書

平成15年3月

全国被害者支援ネットワーク

研究協力者

○阿久津照美（（社）被害者支援都民センター）

○大久保恵美子（（社）被害者支援都民センター）

蔭山英順（全国被害者支援ネットワーク副会長）

○関根 剛（NPO法人紀の国被害者支援センター）

照山美知子（（社）いばらき被害者支援センター）

富阪聖子（全国被害者支援ネットワーク事務局）

富田信穂（全国被害者支援ネットワーク副会長）

○野田美和（全国被害者支援ネットワーク事務局長）

松田千春（全国被害者支援ネットワーク事務局）

・○山上 皓（全国被害者支援ネットワーク会長）

五十音順

○印：執筆者 ・研究代表者

翻訳：中北 隆（常磐大学）

目 次

はじめに

- I. 全国被害者支援ネットワークの
電話相談受理状況について 1
- II. 全国被害者支援ネットワークの研修の現状と課題..... 29
- III. 早期直接支援の手引き
—民間被害者援助組織スタッフのために..... 45
- IV. 台湾「犯罪被害者保護協会」視察報告..... 69

はじめに

山上 皓

本報告書は、全国被害者支援ネットワークが、財団法人社会安全研究財団の助成を受けて行った、「犯罪被害者への早期直接的支援の充実に必要な施策についての総合的研究」の結果をまとめたものである。

本研究の主な目的は、全国被害者支援ネットワークが今直面している3つの重要課題、即ち、①被害者支援ネットワーク活動の全国展開（全都道府県における民間援助組織の設立）、②援助スタッフの能力の向上（研修指導體制の整備）、③支援サービス内容の質的向上（早期直接的支援の実施）、への取り組みを充実させることにある。

この目的を達成するため、以下の4つの調査研究活動を行った。

1. 全国被害者支援ネットワークの電話相談受理状況の調査

本調査研究により、全国における電話相談受理状況の実態が明らかにされ、被害者支援における電話相談活動の重要性が再認識されるとともに、今後の被害者支援の在り方について示唆する有益な所見が得られた。

2. 全国被害者支援ネットワークの研修の現状と課題

全国各組織におけるスタッフおよびボランティア研修の実態が明らかにされ、今後の研修モデルプランを提示することができた。

3. 早期直接支援の手引き—民間被害者援助組織スタッフのために

今後の被害者支援活動展開の上で特別な重要性を持つ、早期直接的支援のモデル・ガイドラインを、作成することができた。

4. 台湾「犯罪被害者保護協会」視察調査報告

アジアにおいて、唯一、被害者支援を国の責務と定め、国費を投じて積極的な被害者支援の展開を開始した台湾の被害者支援の実態を視察し、日本における民間被害者支援活動の今後の在り方について、貴重な示唆を得た。

幾つもの重要な課題への取り組みを並行してすすめたため、必ずしも全て十分に成し遂げたとは言えないが、関係各位のご協力をいただき、所期の目的を達することができたことを、感謝申し上げたい。

なお、本研究推進にあたっては、全国の加盟各組織の皆様にご多大なご協力をいただいた。この成果はネットワーク加盟組織皆の共有の財産であり、これを随意に活用し、各組織の活動の充実に生かして下さることを願っている。

I. 全国被害者支援ネットワークの電話相談受理状況について

はじめに

平成10年5月に8組織によって設立された全国被害者支援ネットワークは、その後の5年間で28組織にまで加盟組織が増えた。また、平成14年度内にすでに設立され、加盟準備中である2組織の他、平成15年度も数県において民間組織が設立され、ネットワークに加盟する予定である。

全国被害者支援ネットワークは、これまで、各地に民間援助組織を立ち上げることに共に、設立された各組織の支援活動内容の質を高めるよう、スタッフ等の全国研修会を積極的に推進してきた。しかし、組織の構成や運営のあり方は、加盟各組織の地域の事情によって様々に異なり、書類の書式や統計手法も統一されていないことから、ネットワーク自体がその全容を正確に把握できない状況が続いてきた。全国被害者支援ネットワークが更なる発展を目指し、法人化と国による財政支援を求めて行こうとする現在、自らの組織及び被害者支援活動の全容を数字の上でも正確に把握しておくことは、急務とされる。

本調査研究は、全国被害者支援ネットワークの活動実態を、統一した統計書式で把握する最初の試みである。平成14年4月に組織内に設置した3委員会の1つである「支援活動管理委員会（野田美和委員長）」が中心となり進めたもので、各団体の提供する被害者支援サービスが団体ごとで異なることから、まずは全組織が共通して実施している「電話相談サービス」に注目して、最初の全国統計をとり、相談受理事例の実態の把握を試みた。

統計項目の基準に関しては、各団体の使用する電話相談受理表を参考にし、将来的に官庁の犯罪統計等とも比較対照できることをも念頭におき、全国統一の電話相談受理票（次頁参照）を作成した。

なお、ここで「被害類型」とは、被害者が受けた被害の罪種で、「被害態様」は、その被害事件に特徴的な被害態様を示す。相談者や被害者の「年齢」に関しては、実年齢の確認が難しい場合も多いが、実際に確認できたものに限り、チェックした。「相談主旨」に関しては、相談を受けた相談員が最も比重が重いと感じたもの1つを選ぶこととした。

この受理票は、各団体において、実際に電話を受けながら記入するためのものではなく、あくまで、全国の統計をとるために、各団体の担当者が相談電話後、あらためて記入する時に使用し、エクセルの定型の表にデータ化してネットワーク事務局に郵送あるいは、手渡しにより渡していただいた。各団体の相談内容に関する守秘義務等にも充分配慮した。

本調査研究を進める過程で、統計の項目や判断基準等の検討のため、数回にわたり全国の事務局長が集まり、論議した。統計調査対象期間を平成15年の1月と2月とし、実施した結果、28組織中26組織から回答を得た。集計結果の概要は、以下の通りである。

